

Weekly Report

第635日号
令和4年1月24日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

今月末に申請開始となる「事業復活支援金」

新型コロナの影響を受ける中堅・中小法人、個人事業者に対して、売上高減少率や事業規模に応じた給付金を業種や所在地を問わず支給する「事業復活支援金」の申請受付が今月31日から始まります。

◆事業復活支援金のポイント

◎対象者……新型コロナの拡大や長期化に伴う需要の減少や供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、平成30年11月～令和3年3月までの任意の同じ月（基準月）と比べて30%以上減少している中小法人・個人事業者等が対象です。

◎給付額……【基準期間（基準月を含む11月～3月）の売上高－対象月の売上高×5】で算出します。ただし、法人の場合、基準月を含む事業年度の年間売上高が1億位円以下は60万円（売上高減少率50%以上は100万円）、1億円超5億円

以下は90万円（同150万円）、5億円超は150万円（同250万円）が上限額となります。また、個人は30万円（同50万円）が上限額です。

◎申請期間等……本年1月31日～5月31日までに事務局ホームページから申請を行います。なお、申請前に申請者アカウントの作成（申請ID発番）や登録確認機関による事前確認が必要です（一時支援金又は月次支援金を受給している方は省略可能）。

◎差額給付申請……売上高減少率30%～50%未満で給付を受けた方が、申請した月より後の対象期間内の月で50%以上の減少が生じて給付算定額が高くなる場合は、差額分を給付する申請が可能となることが予定されています。

インボイス制度実施後の簡易課税制度

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施され、原則として登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）が発行する適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

ただし、簡易課税制度（前々事業年度における課税売上高が5千万円以下の事業者が選択可能）を適用している場合は、インボイス制度の実施後も現在と同様、売上に係る消費税額に一定割合（みなし仕入率）を乗じた金額で仕入税額控除が行えるため、適格請求書の保存を必要としません。

なお、簡易課税制度の適用を受ける場合は所轄税務署長へ事前の届出が必要となります。

給与所得者の副収入が20万円超の場合

年末調整が済んでいる給与所得者でも、給与所得以外に副収入等で20万円を超える所得がある場合には、確定申告が必要となります。

例えば、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引により得た所得は雑所得に該当します。ただし、生活に使用した資産（古着や家財など）の売却による所得は非課税となるため、確定申告は不要です。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産申告書」の提出期限は1月31日（月）です。